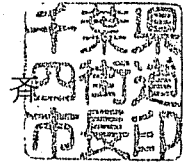


みそら自治会
会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



平成28年度第3回交渉会の開催と議題について (回答)

初冬の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貴自治会から提出された平成28年11月28日付けみそら自-28-004で開催依頼のありました交渉会につきましては、平成28年12月26日午前10時30分から正午までとさせていただきます。また、同文書で議題とされている事項につきましては、下記のとおり回答します。

なお、下記3及び4につきましては、平成28年12月19日までに文書にて回答をお願いします。

記

1 議題1について

平成28年1月20日付け廃第85号、平成28年3月3日付け廃第112号、平成28年7月28日付け廃第41号及び平成28年10月28日付け廃第65号と重複しますが、市としては、平成33年9月末日に現クリーンセンターを稼働停止させることができるよう最大限の努力をいたします。しかしながら、風水害等の自然災害や社会経済情勢の変化、吉岡区との交渉状況などの外的要因等により次期ごみ処理施設整備スケジュールに遅れをきたす可能性を排除することはできません。

現状、双方の考えに相当な乖離があると認識しております。新協定書は、双方の共通認識ができ、盛り込むべき事項が明確にならないと締結できません。

2 議題2について

現クリーンセンターの解体工事には、多額の費用を要すると見込まれます。このような政策事業については、市政を総合的かつ計画的に推進するために策定する市総合計画の中で位置づけることが必要となります。

このため、平成31年度から平成35年度までを計画期間とする市総合計画の後期基本計画策定作業の中で、財政推計とともに解体工事費用を算出した上で、計画への位置付けを検討する予定です。

従って、現クリーンセンターの解体工事については、現段階では回答いたしかねます。

3. 議題3について

平成28年10月28日付け廃第65号と重複しますが、確認書2(6)の補償については、市は損害賠償金であると判断しています。市が補償できるのは、平成27年4月1日以降、現クリーンセンターの操業により貴自治会が被った損害です。損害賠償請求は、損害を受けたと主張する者が立証すべきものですので、貴自治会が損害の具体的内容及びその金額を提示してください。

なお、貴自治会は、確認書2(6)の補償については、損害賠償金ではなく、「文言通り8年間で停止する約束を守れなかった結果、操業停止までの期間に対して求めるものであって、被った被害についての支払いを求めるものではありません。」と説明されていますが、その根拠を客観的かつ具体的にお示してください。

この場合であっても、平成28年11月28日付けみそら自-28-004の第3項目で貴自治会が本市に請求している内容につきましては、請求する側が主張及び立証する責任を負うものであって、本市が根拠を示す責任はございません。

4. 議題4について

「平成28年10月20日付自治会文書に対する市の回答、その他の確認」とは、どのような内容なのか、具体的にお示してください。